

憲法と市民運動

——安倍政治は変えられるか——



九条の会事務局長

こもり よういち
小森 陽一

はじめに

2019年5月3日、改憲団体「美しい日本の憲法をつくる国民の会」と、「民間憲法臨調」とが共催する「公開憲法フォーラム」に、安倍晋三首相はビデオメッセージを寄せ、1年前に宣言した、「2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと強く願っています」という改憲への決意を改めて表明しました。

自民党の憲法改正推進本部長である下村博文氏はこの集会で、同党の改憲案を「ぜひ、憲法審査会で発表し」、「7月の参院選で憲法議論をさらに前に進める」と改憲への強い意思を示しました。

こうした「安倍改憲」に対して、東京都江東区では「2019平和といのちと人権を！5・3憲法集会一許すな！安倍改憲発議」に6万5000人が結集し、「安倍9条改憲NO！」の声を高く上げました。大阪2万112人、名古屋2500人、京都3300人、神戸9000人をはじめ、全国で12万人以上の主権者が安倍改憲阻止の意思を突きつけました。

憲法9条をはじめとする日本国憲法を、国家権力に遵守させる主権者の市民運動と、積極的にアメリカの軍事行動の手先になろうとする「安倍9条改憲」路線とが、7月の参議院選挙では真向から対決することになります。

草の根からの市民運動で、9条をはじめとする日本国憲法をまもりいかしていくための基本的な考え方と行動の在り方について、私なりの見解を述べさせていただきます。

1 憲法に「自衛隊」を「明記」する危険性

2018年9月14日、「九条の会」は「9条改憲NO！の巨大な世論の輪を」というアピールを発表しました。この中で9条1項、2項を維持したまま「自衛隊を憲法に明記する」自民党の9条改憲案が、日本をアメリカと一緒に海外で「戦争する国」に変えてしまう、憲法9条を根本から破壊するものであることを明らかにしました。

2018年3月25日の自民党大会では、憲法改正案を決定することはせず、「たたき台素案」なるも

のが提出されただけでした。発表されたのは、「代替案1」と「代替案2」です。

「代替案1」は「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な措置をとることを目的として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」となっています。

「代替案2」は「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」(②は代替案1と同じ)という内容です。

自民党改憲案の3つのごまかし

2019年2月下旬、自民党憲法改正推進本部は「日本国憲法改正の考え方～『条文イメージ(たたき台素案)』Q&A～」(以下「自民党Q&A」と略記)を出し、改憲に向けた一大国民運動を展開しようとしています。「自民党Q&A」の全体については「改憲問題対策法律家6団体連絡会」発行の、『自民党憲法改正推進本部作成改憲案(4項目)「Q&A」徹底批判』がわかりやすく分析し、「安倍9条改憲NO! 3000万人署名」(安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名)を進める際の強調点などを提示していますので是非活用して下さい)

「自民党Q&A」では、「たたき台素案」としての「条文イメージは、9条1項・2項を一字一句変えずにそのまま維持するとともに、自衛権行使

の範囲を含め、9条の下で構築されてきたこれまでの憲法解釈についても全く変えることなく、国民に信頼されている等身大の自衛隊をそのまま憲法に位置付けようとするものです」と述べていますが、この説明にはいくつものごまかしが組み込まれています。

「自民党Q&A」で上げられている「条文イメージ(たたき台素案)」は、先に紹介した「代替案2」です。まず冒頭に「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず」とあります。

「前条の規定」とは憲法9条1項と2項のことです。2項に「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」とあるので、1954年7月1日に創設された自衛隊について、「陸海空軍その他の戦力」ではないと歴代自民党政権は説明しつづけてきたのです。

その説明原理は、自衛隊は日本の領海領土に国連憲章違反の他国からの軍事攻撃があったときにだけ、国連憲章第51条で保障されている、「個別的自衛権」を行使する組織なので、軍隊ではなく「陸海空軍その他の戦力」とは異なる「実力」というものでした。政府はこの論法で繰り返し国会で答弁してたのです。

この2項の規定に対し、「前条の規定は……妨げず」とすることは、「9条の2」は、9条2項に縛られないということにほかならないのです。これが第一のごまかしです。

第二のごまかしは、「国及び国民の安全を保つため」という言い方にあります。つまり「国」だけでなく「国民」が入っているところに注意する必要があります。もし「国」だけを防衛するの

であれば、外から仕掛けられた攻撃に対して、日本の領海ないし領土の内側から対抗して「実力」行使をするわけですから、自衛隊の行動は「個別的自衛権」の行使に限定されるのです。

しかし「国民」を入れると、事態はまったく一変することになります。ここで安倍首相が、2014年7月1日（60年前に自衛隊が創設された日）に、それまで禁じられていた「集団的自衛権の行使」を、閣議決定だけで容認する前に、繰り返しテレビ等で行った説明を思い出す必要があります。

外国に出張している日本人の家族を設定し、その国で戦争が発生し、「お母さんと子ども」がアメリカの艦船に乗せてもらって、日本へ帰る際、それを日本の海上自衛隊がまもるのは当然だというたとえ話です。日系の企業は全世界に展開していますから、「国民」は政情不安定で戦闘状況になる可能性のある地域も含めて、あらゆるところで生活しています。「国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとる」という「たたき台素案」のこの文言は、日本の自衛隊がアメリカ軍と一緒に海外で軍事行動ができるという、「集団的自衛権の行使」も容認することになるわけです。

第三に「必要な自衛の措置」という言葉が最も危険だということです。この言葉は、2014年7月1日の「集団的自衛権の行使」の容認を決めた閣議決定の中で使われた中心概念です。この閣議決定を受けて、「自衛隊法」をはじめとする、これまでの10の自衛隊関連の法律の改悪と、いつでも自衛隊を海外に派遣できる新しい法律の制定をしたのが、2015年9月19日に強行採決された戦争法としての「安保法制」です。「必要な自衛の措置」は、この「安保法制」全体を貫く主要概念です。つまり「必要な自衛の措置をとることを妨げず」

とつづくわけですから、現在の9条2項による縛りを、「自衛隊」は受けない、ということが憲法上明言されていることになるわけです。

ここに、安倍政権と自民党が進めようとする改憲の、主権者をだますからくりがあります。今存在する「自衛隊」を書き込むだけだから何も変わらず心配することはないという議論には、危険な3つのごまかしがあることを、私たちは市民運動の中で常に明らかにしていかなければなりません。

2 「2015年安保闘争」と安倍改憲

2014年7月1日の、閣議決定だけで「集団的自衛権の行使」を可能だとし、それに基づく戦争法としての「安保法制」を2015年9月19日に強行採決したにもかかわらず、安倍政権は戦場となってしまった南スーダンに派遣していた自衛隊を徹退させざるをえませんでした。戦闘行為が行われたことを、現地から報告していた日報を隠蔽していた稲田防衛大臣（当時）が、辞任せざるをえなくなったのも、憲法9条違反の戦争法としての「安保法制」に基づく、自衛隊の軍事行動は許さない、という市民の運動が持続的に行われたからにほかなりません。

第二次安倍政権による、戦争する国づくりに反対する、憲法9条をまもりいかす市民の運動が、重要な転換をするのが、この2014年から2015年にかけてでした。

3つの運動の統一

2014年まで、それぞれ独自の運動を展開してい

た3つの組織が、この年の後半から統一して行動するようになったのが、憲法をまもりいかに市民の側の運動の、大切な変化の始まりでした。

一つは「戦争をさせない1000人委員会」という組織で、連合（日本労働組合総連合会）の単産も参加する「平和フォーラム」（フォーラム平和・人権・環境）が中心となって、学者や文化人を呼びかけ人としてつくられた組織で、その中心になっているのは福山真劫^{ふくやましんごう}さんです。

二つめは、「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会」で、「5・3憲法集会」を毎年東京で開催してきた実行委員会に参加する市民団体が中心となり、安倍政権の閣議決定だけで「集団的自衛権の行使」を容認する解釈改憲を行おうとしたことに反対する市民運動グループです。まとめ役は「九条の会」の事務局でもあり、「許すな！憲法改悪・市民連絡会」共同代表の高田健^{たかだけん}さんです。

三つめの組織は「戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかに共同センター」です。1989年に総評（日本労働組合総評議会）が解散し連合に吸収されたのと同時に結成された全労連と、全商連や全日本民医連、新日本婦人の会などの既存の組織が一緒になった全国組織で、日本共産党が政党として入っています。中心は全労連議長の小田川義和^{おだがわよしかず}さんです。

この三つの組織がそれぞれの組織の名称の一部を記号（中グロや感嘆符）まで含めて合体させる形で、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」を2014年末に、新しい統一した市民運動の母体として発足させたのです。1960年のいわゆる「60年安保闘争」以来、分裂につく分裂を重ねてきた運動が、あらためてそれまで積み重ねられてきた市民の運動の力によって統一の方向に転換したのです。この転換が、「2015年安保闘

争」の大きな広がりを実現していきました。

「2015年安保闘争」が生み出した新しい市民の運動

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」（以下「総がかり行動実行委員会」と略記）は、毎週木曜日に国会前行動を呼びかけました。毎週金曜日には原発再稼働に反対する複数のグループが、官邸前行動を継続してきていましたが、その後^{シー} SEALDs が国会前行動を毎週行いました。

SEALDsとは“Student Emergency Action for Liberal Democracy-s”（自由と民主主義のための学生緊急行動）の頭文字です。「特定秘密保護法に反対する学生有志の会」が2014年1月につくられ、2月からデモを行い、そのメンバーが中心となって2015年5月3日、SEALDsを立ち上げて記者会見を開いたのです。SEALDsは6月のはじめから毎週金曜日に国会前行動を行います。6月28日の渋谷の街頭宣伝では、そこに参加した民主党、共産党、社民党、そして維新の党まで含めた4野党の議員に手をつながせることに成功します。

こうした状況の中で、「安全保障関連法に反対する学者の会」が結成され、全国の大学で教職員と学生と一緒に「戦争法」に反対する運動が組織されていきました。また、命を産み育てる母親たちが「決して自衛隊員を戦場におくらない」と、「安保関連法に反対するママの会」をつくるといった新しい運動形態が生まれてきました。こうして市民の運動と国会内での野党との連携の新しい在り方が模索されはじめていきます。

毎週木曜日に「総がかり行動実行委員会」が主催した19回にわたる国会前行動で、1万人以上の

参加者となったのが12回、「戦争法案廃案！安倍政権退陣！8・30国会10万人・全国100万人大行動」では、国会前に12万人が結集し、並木通りが解放されることになりました。この日国会前行動に呼応し、全国1000ヵ所で市民の多様な行動が組織されていったのです。

3 安倍改憲勢力と「市民と野党の共闘」のせめぎあい

9月19日の参議院での強行採決前後も、連日数万人の人々が国会を包囲し、「野党は共闘」、「野党はがんばれ」というコールが自然発生的にわきおこりました。ここから「市民と野党の共闘」という、これまでにない新しい政治を変える運動が模索されていくこととなります。

2015年12月20日、「総がかり行動実行委員会」、SEALDs、「安全保障関連法案に反対する学者の会」、「立憲デモクラシーの会」、「安保関連法に反対するママの会」の有志が、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（以下「市民連合」と略記）を結成しました。

「市民連合」は、「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」を共通の基盤として、「①安全保障関連法の廃止、②立憲主義の回復（集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を含む）、③個人の尊厳を擁護する政治の確立」に向けた野党共闘を要求し、「参議院選挙における候補者の推薦と支持を行う」ことを目的として結成されました。

戦争法としての「安保法制」が参議院で強行採決されてから5ヵ月目、施行される1ヵ月前の2016年2月19日、5野党共同でこれを廃止する法案が国会に提出されました。これに呼応しながら

「市民連合」では参議院選挙に向けて、野党共闘を確実に実現していくことが確認されました。

その2日後の2月21日、「止めよう！辺野古埋め立て国会包囲実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」は、沖縄・辺野古への米軍新基地建設に反対する「国会大包围行動」を初めて共同開催し、2万8000人の参加で成功させました。以来「戦争法の廃止」を実現する政治体制をつくる運動と「辺野古新基地建設反対」運動は、しっかりと連帯して辺野古と国会前をつなぎながら、全国的な広がりをつくり出してきました。

戦争法としての「安保法制」に反対する運動が全国的に高まる中で、安倍政権はいったん辺野古の工事を中止せざるをえないところまで追いつめられました。しかし「安保法制」の強行採決と連動する形で辺野古の工事は再開されます。

2016年7月10日に行われた参議院選挙の結果は、改憲勢力が、改憲発議に必要な3分の2以上の議席を占めることになりました。これに対して憲法9条をかかげる市民運動の側は、「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」で対抗していきます。この署名は1580万筆集められました。

運動をいっそう広げる「3000万人署名」

この運動を、よりいっそう広げて、安倍政権による憲法改悪を許さないために、「総がかり行動実行委員会」は2017年に入って、「安倍9条改憲NO！3000万人署名運動」を提起しました。この提起にこたえて、7月の末に「九条の会」も会としてこの運動に参加することを決めたのです。2017年8月7日、「中野ゼロホール」でキック・オフ集会が開かれ、かつてない大きな、統一した市民の運動が始まりました。

主権者である市民が、国家権力と政府に対して、憲法9条に違反する戦争法に基づく自衛隊の海外派遣は許さない、自衛隊を「殺し、殺される」組織にしてはならない、という思いを署名という形で意思表示しようという運動が始まった矢先をねらって、安倍晋三首相は、その権限を使って「国難突破解散」を仕掛けてきたのです。

直前の東京都議選で大勝した小池百合子都知事率いる「希望の党」に、新たに民主党党首となった前原誠治氏が民主党を合流させる方針を出しました。しかし小池氏は戦争法としての「安保法制」と憲法を変えるということに賛成していることを、受け入れ条件としました。結果として民主党は分裂し、枝野幸男氏を党首とする立憲民主党がつくられることになりました。2017年10月に行われた総選挙は、2012年末の第二次安倍政権をうみ出した総選挙と同じように、低い投票率で、改憲派の議員が衆議院の8割を占めるようになってしまいました。

この2017年5月3日の改憲派の集会に、安倍晋三首相は、9条1項、2項はそのままにして、自衛隊の存在を明記するだけ、という、公明党が2012年から主張していた、「加憲論」と同じ路線を打ち出したのです。先に述べたとおり、2015年9月19日に強行採決された、戦争法としての「安保法制」によって、「自衛隊」という三文字で表わされる組織は、アメリカ軍と一緒に、「集団的自衛権」を行使できる軍隊に変質させられてしまいました。「集団的自衛権」を行使できるような法体系によって裏打ちをされている「自衛隊」という組織名を、憲法9条1項と2項の後に書き込めば、両条文は完全に無効にされてしまうことになるのです。

しかし、「安保法制」は「憲法9条違反だ」「自

衛隊の海外での軍事行動は許さない」という市民の運動を、主権者がねばり強く持続しているからこそ、ぎりぎりのところで自衛隊は〈殺し、殺される〉組織になっていないのです。

安倍改憲を阻止することができるかどうかは、憲法をまもりいかす主権者としての運動の在り方にかかっています。憲法によって国家権力に縛りをつける、という考え方としての「立憲主義」の視点から、私のかかわってきた「九条の会」の活動をふり返ってみます。

4 「九条の会」発足と市民の改憲阻止の運動

「九条の会」が発足したのは、今から15年前の、2004年6月10日でした。小泉純一郎政権の下で、アメリカから強い政治的な圧力がかけられる中、日本の自衛隊が、「イラク特措法」に基づいて、既に国全体が戦場となっていたイラクのサマウワに派遣されていました。

自衛隊の海外派遣は、1991年の「湾岸戦争」の際から、アメリカが日本政府に強く要求してきたことでした。1989年に「ベルリンの壁」が崩れ、「東西冷戦」が終結する中で、国連安全保障理事会が機能するようになり、国連の平和維持活動に、日本の自衛隊の参加が求められるようになったのです。

「湾岸戦争」の時の海部俊樹政権の小沢一郎自民党幹事長の下で、憲法前文に基づいて国連の任務であれば自衛隊の海外派遣は可能だという解釈が出されましたが、国会では自衛隊の派遣は認められませんでした。海部政権は多額の支援金を出しましたが、「日本は金だけ出して血と汗は流さ

ないのか」という批判がアメリカを中心になされていきました。

海部政権の引責退陣後の宮澤喜一みやざわ きいち政権の下で、1992年6月「PKO（国連平和維持活動）協力法」が成立させられ、9月にはカンボジアに自衛隊が派遣されました。こうした自衛隊の海外派遣に反対する市民の運動が草の根で組織されていきました。

宮澤政権は、「PKO協力法」が憲法9条に違反しない、ということを確認するために、自衛隊を派遣することができる所を「非戦闘地域」と限定せざるをえませんでした。こうした状況の中で「9条があるから国際貢献ができない」「9条を変えて国際貢献のできる日本にしなければならない」という声が自民党内部から上がり、1993年6月に野党が提出した不信任案が可決され、7月の総選挙で、小沢一郎グループは「新生党」、鳩山由紀夫はとやま ゆきおグループは「新党さきがけ」を結成して自民党を離脱、結果として自民党は過半数割れし、複数政党の連立政権である細川護熙ほそかわもりひろ内閣が、「小沢政界再編」と言われる中で成立し、「55年体制」が崩壊したのです。

「55年体制」以降の改憲論議

「55年体制」とは、1955年に憲法改正と日本軍を創設して自衛軍備を持つことを主張して、第一党となった鳩山一郎はとやま いちろうや岸信介きののぶすけらの日本民主党と、吉田茂よしだ しげるらの自由党とが、改憲阻止のため左派と右派が10月に合同した日本社会党に対抗して、自由民主党（自民党）を11月15日に結成したことによる政治体制のことです。

与党自民党が野党である社会党や共産党の2倍で圧倒的多数ではあるが、憲法を変えるために必

要な3分の2以上の議席には達していないという力関係でした。別の角度から考えると1954年に創設された自衛隊を、軍隊にはさせない政治構造が「55年体制」でもあったわけです。

野党側が自衛隊は憲法違反ではないか、日本の再軍備を前文で要求している「日米安全保障条約」（旧）も憲法違反ではないか、と追及すると、自民党は防衛予算を通すために、そうではないと否定するという関係が形成されていきました。自衛隊は日本の領土領海を外敵から守る「個別的自衛権」しか行使しないのだから、憲法9条が禁じている「戦力」ではなくて、「自衛のための最低限度の実力」なのだという議論の立て方も「55年体制」がもたらした論理的枠組です。

自民党が初めて野党に転落することになった1993年の総選挙では、多くの新党が「9条を変えて、国際貢献のできる日本を」と主張する改憲選挙となり、自民党だけでなく複数政党が改憲政策を打ち出しました。それまで不偏不党の原則から自民党一党だけが主張している改憲論議に与しなかった大手新聞である読売や産経が、大手をふって改憲キャンペーンを展開していきました。読売と産経は、それぞれ「改憲草案」なるものまで公表するに至ります。

自衛隊の海外派遣に対する、アメリカ政府の日本政府に対する圧力が一気に強化されるのは、2001年の「9・11」事件以後です。ブッシュJrジュニア政権は、「9・11」の主謀者はアルカイダの指導者ウサマ・ビン・ラディンで、アフガニスタンのタリバン政権がかくまっているとし、有志国による軍事攻撃を始めました。それに日本の小泉政権は海上自衛隊による燃料の提供を、「テロ対策特措法」の強行によって実現します。

しかしタリバン政権を倒してもビン・ラディン

憲法9条、

明日をつむぐ

戦争の放棄

第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、
 国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、
 国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
 国の主権は、これを認めない。

日本国憲法より

九条の会呼びかけ人



九条の会 〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-7 神田中央ビル 303
 TEL 03-3221-5075 FAX 03-3221-5076 URL <http://www.9-jo.jp/>

九条の会

九条の会リーフレットより、以下同じ

を発見することすらできなかったもので、ブッシュ Jr 政権は2002年に「テロ支援国家」と名指した3カ国（イラク・イラン・北朝鮮）の中のイラクに、2003年3月、イギリスのブレア政権と共に軍事攻撃を仕掛けました。イラクから「武力攻撃」を受ける可能性が「予測」されることを理由にした、国連憲章違反の先制攻撃でした。同じ論理で小泉政権はこの年「武力攻撃事態法」を国会通過させます。フセイン政権崩壊後の「復興支援」と称しての戦場であるイラクへの自衛隊派遣でした。しかし憲法9条のしぼりの中で、自衛隊が行くことのできるの「非戦闘地域」だけだという規定があったため、イラクのサマーワという都市が特定されたのです。

アメリカのイラク攻撃に反対する運動を引き継いで、「武力攻撃事態法」というアメリカの戦争に日本が加担する法律に反対する市民の大きな運動が続けられてきたことによって、ぎりぎりのところで自衛隊員が〈殺し・殺される〉戦場へ行かせられることを阻止できたのです。

改憲容認「6割」への危機感

こうした中、イラクでボランティア活動をしてきた高遠菜穂子さん、その活動を取材しようとした今井紀明さんと群 山総一郎さんの3人が人質とされ、小泉政権はそれを「自己責任」だとしたのです。2004年3月末の読売の憲法世論調査では、憲法を「変えた方がよい」という人が6割をこえ、「変えない方がよい」は、わずか2割でした。

この状況をこのままにしておいてはならないと「九条の会」を発足させたのです。

劇作家の井上ひさし、哲学者の梅原猛、小説家の大江健三郎、憲法学者の奥平康弘、作家で市民運動家の小田実、評論家の加藤周一、ノンフィクション作家の澤地久枝、思想家の鶴見俊輔、そして国連婦人会会長の三木睦子の九氏によって「九条の会」は結成されました。

2004年6月10日の記者会見で発表した「九条の会アピール」では、「この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必

九条の会アピール

日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。

ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残酷な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きました。

侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。

しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を「改正」しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。その意図は、日本を、アメリカに従って「戦争をする国」に変えようとするところにあります。そのために、集団的自衛権の容認、自衛隊の海外派兵と武力の行使など、憲法上の拘束を事実上破ってきています。また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものにしてきています。そして、子どもたちを「戦争をする国」を担う者にするために、教育基本法をも変えようとしています。これは、日本国憲法が実現しようとしてきた、武力によらない紛争解決をめざす国の在り方を根本的に転換し、軍事優先の国家へ向かう道を歩むものです。私たちは、この転換を許すことはできません。

アメリカのイラク攻撃と占領の泥沼状態は、紛争の武力による解決が、いかに非現実的であるかを、日々明らかにしています。なにより武力の行使は、その国と地域の民衆の生活と幸福を奪うことでしかありません。一九九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、

紛争の有効な解決にはつながりませんでした。だからこそ、東南アジアやヨーロッパ等では、紛争を、外交と話し合いによって解決するための、地域的枠組みを作る努力が強められています。

二〇世紀の教訓をふまえ、二一世紀の進路が問われているいま、あらためて憲法九条を外交の基本にするこの大切さがはっきりしてきています。相手国が歓迎しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言うのは、思い上がりではありません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力関係を発展させ、アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、自主性を発揮して現実的にかかわっていくことが求められています。憲法九条をもつこの国だからこそ、相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力ができるのです。

私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、この国の主権者である国民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。それは、国の未来の在り方に対する、主権者の責任です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずぐ始めることを訴えます。

2004年6月10日

〈呼びかけ人〉

井上ひさし(作家) 梅原猛(哲学者) 大江健三郎(作家)
奥平康弘(憲法研究者) 小田実(作家) 加藤周一(評論家)
澤地久枝(作家) 鶴見俊輔(哲学者) 三木睦子(国連婦人会)

要です」としたうえで、「日本国憲法を守るとい
う一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻む
ため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、い
ますぐ始めることを訴えます」と呼びかけたので
す。

この呼びかけは、市民運動として日本国憲法を
どのように行使していくのかという、立憲主義の
大切な考え方を示しています。

「九条の会」が呼びかけを發したのは「この国
の主権者である国民一人ひとり」に対してです。
そして何よりも日本国憲法前文に規定してある、
「日本国民」が「わが国全土にわたつて自由のも
たらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦
争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意
し、ここに主権が国民に存することを宣言し、こ
の憲法を確定する」という理念を、毎日毎日の市
民としての実践的な運動とすることを呼びかけた
のです。ここに「九条の会」運動の思想的立脚点
があります。

憲法の「最高法規」で規定されているように
「主権」を持っている「国民」が、「天皇」や「国
務大臣」をはじめとする、すべての公務員に憲法
をまもらせるわけですから、憲法を「自分のもの

として選び直し、日々行使していく」という呼び
かけは、市民運動によって国家権力による憲法違
反を、あらゆる段階で阻止し是正していく日常的
実践をうながす行動提起となったのです。

「日本国憲法を守るとい
う一点で手をつなぎ」
という、市民運動をどこで一致させるかという呼
びかけの在り方も、2004年という時期において
は、重要な意義を持ちました。

「60年安保闘争」を受け継いだ市民の 運動

安倍晋三現首相の母方の祖父岸信介内閣が1960
年5月19日に、日米安保条約の改定を強行採決し
たとき、これに対してかつてない規模の市民の運
動が巻き起こりました。この「60年安保闘争」
は、総評が、社会党と共産党とをつなぎ、全国的
に統一した運動が組織されました。

この後、改憲政党である自民党は改憲を断念
し、憲法9条の下での自衛隊の存続に向かい、社
会党や共産党だけでなく、公明党も日米安保条約
をなくして、自衛隊の縮小や解散を求める方向で
政策的に一致していました。

先にふれた1989年の「冷戦の終焉」、1991年の

九条の会とは

「九条の会」は、2004年6月10日、日本国憲法第9条「改正」の動きに警鐘を鳴らし、そのくわだてを阻むための一人ひとりの努力を呼びかけたアピールを発表して発足しました。

全国津々浦々から共感と支持が寄せられ、アピールに賛同する草根の「会」は7500を超え(2010年4月)、高校社会科の教科書でも取り上げられたり、海外メディアからも関心が寄せられています。

激しい改憲の動きが続くなか、「九条の会」は次のことを訴えています。

- 一人ひとりの創意や地域の持ち味を大切にしたり取り組みで、改憲を許さない過半数の世論を形成しましょう。
- 継続的・計画的に学習し、条文改憲も解釈による憲法破壊も許さない力を地域や職場につくりましょう。
- 思い切り対話の輪を広げ、全国の草根に交流・協力のためのネットワークをはりめぐらしましょう。

〈世話人〉

愛敬 浩二

名古屋大教授、憲法学



九条を守ることで自に意味があるわけではない。九条を守ることで子どもたちにどんな未来を託すことができるのか。今、問われているのはこの問題です。

浅倉 むつ子

早稲田大教授、労働法



差別や憎悪の嵐が世界中を脅かしています。こんな嵐の夜にこそ灯台が必要です。行くべき道を照らす灯台として、日本国憲法をぜひ世界に広げましょう。

池内 了

名古屋大名誉教授、宇宙物理学



日本の軍国主義化がどんどん加速されている。阻止できるのは憲法九条しかない。憲法を改悪させないため、あらゆる力を尽くさねばならない。今、正念場である。

池田 香代子

ドイツ文学翻訳家



いま憲法を変える大義などないのです。国民の多数がそう考えていることが、日ごとにはっきりと前景にせり出てきています。ここ一番、力を尽くしましょう。

伊藤 千尋

ジャーナリスト



これだけ多くの市民が政治の変革に立ち上がったのは日本史上初めです。15%の市民が動けば社会を変えることができます。私たちが歴史を変えましょう。

伊藤 真

弁護士・伊藤塾塾長



市民の力で世界は変わり日本も変えられます。戦争する国づくりを拒否し、誰もが個人として尊重される社会をめざすため、連帯の力を確信し行動しましょう。

内橋 克人

経済評論家



『このまま行こうなるよ』、呼び止めたい。「白骨街道」を知らず「ひもじさ」を知らず、「戦争を知らない軍国少年」らの増殖。歯止めを。ひたすらに。

清水 雅彦

日本体育大教授、憲法学



自信を持ちましょう。私たちが九条の会の活動をしてきたからこそ、改憲を拒んできました。続けていきましょう。九条理念の実現に向けた人類の一大事業を。

高遠 菜穂子

人道支援者



私たちは「憲法9条」の土壌で育った平和細胞でできている。だから、「平和の道具」になれるはず。さあ、みんなで拡散。平和細胞をイラクにも世界にも!

高良 鉄美

琉球大教授、憲法学



沖縄の復帰運動の底流には「憲法9条を持つ日本への復帰」という理念がありました。9条の世界の実現に向けて努力することも人類普遍の原理だと思っています。

田中 優子

法政大総長、江戸文化研究者



少子高齢化、人手不足、巨額の負債など日本は多くの課題を抱えています。九条を守ることは日本を守ることです。高価兵器でこの国は守れません。

山内 敏弘

一橋大名誉教授、憲法研究者



9条は過去の戦争の反省を踏まえた不戦の誓いであり、また国際社会の恒久平和確立の指針でもあります。この9条を皆さんと共に護り活かしていきましょう。

ソ連（ソビエト連邦）の崩壊から湾岸戦争に至る中で、社会党が日米安保体制と自衛隊を容認することになるのが、自民党と社会党そして新党さきがけによる連立政権となった1994年の村山富市政権むらやまとみいちのときでした。

自民党との政権交代を目指して、1996年に結党された民主党は、日米安保条約と自衛隊は容認し、国連平和維持活動への積極的参加を打ち出していました。こうした中で、日米安保条約や自衛隊の憲法上の問題について、意見の違い、政治的

見解の相違があっても、憲法9条をはじめとする日本国憲法の改悪は絶対許さない、という一致点で「許すな！憲法改悪・市民連絡会」が、それまでの様々な市民運動を連携する形で結成され、2001年からは、社民党と共産党が政党としてかわる「5・3憲法集会実行委員会」がつくられ、統一した運動をつくり出す努力がされてきていました。

日米安保体制や自衛隊の憲法上の解釈について、意見や見解の違いがあったとしても、憲法9

条を持つ、日本国憲法は絶対に変えさせない、明文改憲は許さないという「一点で手をつなぐ『九条の会』運動」は、この努力をさらに前へ進める役割を担ってきました。

5 「九条の会」運動の展開と世論の変化

「九条の会」発足後、呼びかけ人は3人ひと組になって、全国主要都市で「九条の会講演会」を開催し、「アピール」の内容を、多くの市民に伝えていきました。いずれの会場も定員を大きく上回る市民が集まり、都市によっては第2会場や第3会場にまで人があふれる状況になりました。

「保守」や「革新」といったそれまでの政治的区分をこえて、9条を持つ日本国憲法をまもり、かついかしていく「一点で手をつなぐ」九条の会の呼びかけは、政治的立場を異にしながらも、自衛隊が戦場に派遣され、日本が戦争をする国になってしまうことを止めたいと願っている多くの方たちに支持され、運動は全国に一気に広がっていきました。

「九条の会講演会」を開催した、地元の主催者の方たちが、一刻の猶予もないという危機意識の中で、自らが呼びかけ人に名乗りを上げ、党派はもちろん、政治的な立場や主張をこえて、それぞれの地域の著名な方、有力な方たちに9条を持つ日本国憲法をまもりいかす「一点で手をつなぐ」地元の「九条の会」の呼びかけ人になっていただけるよう働きかけ、各地域に大小多様な「九条の会」が結成されていきました。2005年5月3日の憲法記念日までに、全国で3000をこえる「九条の会」が結成されました。

「九条の会」の全国主要都市での講演会をしめくくる2005年7月末の「有明^{ありあけ}コロシアム」における一万人講演会で、私は全国津々浦々の、地域・職場・学園で「九条の会」を結成してくださいという、事務局長としてのお願いをさせていただきました。また「映画人」、「科学者」、「女性」、「教育子育て」等々、分野別の「九条の会」も続々と結成されていきました。

草の根からの運動に対し、小泉政権は、2005年8月参議院で郵政民営化関連法案が否決されると、衆議院を解散し「郵政民営化総選挙」に打って出て、テレビをはじめとするマスメディアを徹底利用した選挙を行い、郵政民営化賛成派が圧勝し、いつでも改憲が発議できる3分の2以上の議席を獲得しました。

そして2005年10月28日、9条2項を削除して、「自衛軍を保持する」ことを明記した「自民党新憲法草案」を発表したのです。同日にアメリカと日本の「ツー・プラス・ツー」（アメリカの国防長官と国務長官、日本の防衛庁長官〔当時、現在は防衛大臣〕と外務大臣の、日米軍事同盟に基づく基本的な協力をめぐる協議）が開催され、「自衛隊」が「自衛軍」になった段階で、アメリカ軍の先制攻撃部隊である海兵隊と一緒に出撃できる新基地を、名護市^{なご}辺野古に建設することを決めたのです。9条改憲と辺野古新基地建設は、このときから一体のものであったことを忘れてはなりません。

全国に広がる「九条の会」結成

2006年には全国で4500の「九条の会」が結成されました。この年の4月、第一次安倍政権が小泉内閣の後継となり、自らの任期中に改憲をすると

公約し、その前に「戦後レジームからの脱却」として、1947年制定の「教育基本法」の改悪を打ち出しました。1989年以来分裂していた教職員組合運動が、全国各地で市民の運動によってつなぎ合わされながら、大きな「教育基本法改悪反対」の運動が組織されましたが、同年12月16日の強行採決で改悪されてしまいました。

2006年には、「九条の会」は全国で6000をこえました。国会では改憲を行うための「国民投票法」が5月14日に与党自民党と公明党によって強行採決されていきました。野党である民主党は、自民党と同じ改憲政党になっていて、2005年の岡田克也体制では「日米同盟」を容認していました。しかし、この年の小沢一郎執行部は、「安倍政権の下での憲法改正には協力しない」という方針を打ち出し、イラクからの自衛隊の早期撤退、日米地位協定見直しを主張し、普天間基地の辺野古新基地移転ではなく、県外か国外への移転を政策としてかかげたのです。

つまり「九条の会」が全国で結成されて6000をこえ、市民の「改憲は許さない」という一致点に基づく運動が大きく広がったことが、自民党と同じ改憲政党であった民主党の方針を変えることにつながったのです。市民の運動の力で、政治的世論を草の根の対抗で変革することができるということ、そしてその力が政党の在り方や国会議員の考え方を変えていくことを実証したのです。

2007年に「九条の会」は6500をこえました。この年の一斉地方選挙で憲法をまもりいかす議員が数多く当選し、7月の参議院選挙では、与野党逆転につながりました。草の根の市民の運動が、政治を実際に変えることができるということが証明されたのです。

読売は毎年3月から4月にかけて憲法世論調査

を行っていますが、2008年の調査結果では、「15年ぶり」に「憲法を変えない方が良い」という人が多数派になった、と報道せざるをえなくなりました。そのすぐ後、名古屋高等裁判所は、クウェートからイラクのバグダッドに輸送活動をしていた航空自衛隊の活動が、憲法9条に違反するという判決を出しました。市民の運動が、憲法に基づく三権分立の判断を実現させたのです。行政の行いが憲法違反であることを、憲法をまもる市民運動が形成した世論の力によって、司法が判断せざるをえなくなったのです。

そして2009年には歴史的な政権交代を実現するところまで、憲法をまもりいかす市民運動は、自民党改憲政権を追い詰めていったのです。

しかし辺野古新基地問題からはじまり、なにより「3・11」の原発事故への対応をめぐる民主党政権に対する、多くの国民の不信と失望から、2012年年末の総選挙で第二次安倍政権が誕生してしまいました。繰り返される「史上最低の投票率」の中で、2014年の解散総選挙、2016年の参議院選挙そして2017年の抜き打ち「国難突破解散」総選挙で、衆参両院で改憲に必要な3分の2以上の議席を保持するに至ったのです。

6

参議院選挙の最大の課題は 投票者を増やすこと

安倍首相は、来る7月の参議院選挙で自民・公明の与党と改憲勢力である維新の会が3分の2以上を確保することをねらっています。そして2020年通常国会の早い時期に改憲発議に持ち込み、同年7月に改憲国民投票を実施することをめざしています。

したがって安倍改憲を阻止する市民の運動としては、参議院選挙で改憲勢力に3分の2以上の議席をとらせないということが最も重要な獲得目標になります。今回の参議院選挙の改選議員は、2013年の選挙で当選した人たちです。この選挙で自民党は31の1人区で29勝して65議席を得たのです。

2016年の参議院選挙では、戦争法に反対する市民と野党との共闘体制が「市民連合」を中心に形成され、32の1人区で野党の選挙共闘が成立しました。そしてそのうち11人の野党統一候補が勝利しました。今回の参議院選挙でも、野党共闘が同じ数を勝利すれば、改憲勢力が3分の2以上になることを阻む可能性が出てきます。

今回の2019年参議院選挙においては「市民連合」と政策協定をむすんだ野党統一候補を、すべての1人区で擁立することが5月末に合意されました。市民運動と野党との「安倍改憲阻止」の一致点における共同によって、選挙戦で大きく前に踏み出しましょう。

最大の問題は、選挙の投票に足を運ぶ有権者が少ないことです。市民と野党の共闘で、どのよう

な安倍政権に代わる政治状況を切り開くことができるのか、このことを明確に、選挙戦の中で市民運動の側からの政策として示していくことが求められています。

そのためにも「安倍9条改憲NO！3000万人署名」を、あらゆる可能性を使って広げていき、目標に近づく必要があります。あの「戦争法の廃止を求める2000万人統一署名」の到達点は1580万筆でした。「国難突破解散」による2017年総選挙の、立憲野党の候補者の得票数は、この署名数に180万足した1760万票前後でした。

草の根の市民の運動と、立憲野党との共闘で、なんとしても安倍改憲の野望を打ちくだいてしましましょう。

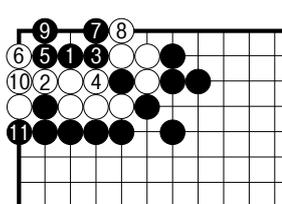
こもり よういち 1953年生まれ。東京大学大学院教授。専門は日本近代文学。「九条の会」事務局局長。著書：『加藤周一、米原万里と行くチェコの旅』（共著、2019年、かもがわ出版）、『戦争の時代と夏目漱石』（2018年、かもがわ出版）、『「ポスト真実」の世界をどう生きるかーウソが罷り通る時代に』（共著、2018年、新日本出版社）など多数。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1がダメヅマリを狙う急所。白2に黒3、5、7を利かし9に回って眼あり眼無し黒勝ち。



詰将棋の解答と解説

解答 ♠3三金△同飛♠1二飛成△2二金合♠3一銀成△同玉♠2一と△同金♠4二香成まで九手詰。

解説 初手♠3一金などでは△2三玉で手になりません。まず、♠3三金と打ち△同飛に♠1二飛成と飛車を活用するのが好手順です。玉方△2二金合には飛車を取らない♠3一銀成が正しく△同玉に♠2一と軽く捨てて詰め上がりとなります。